国際戦略に関する提言

平成26年5月30日 自由民主党政務調査会 司 法 制 度 調 査 会 民事・国際戦略小委員会

第1 現状の問題点

1 グローバル化に伴い日本企業・日本人が直面する渉外法律問題への対応 現代の国際社会では、我が国の企業や国民が、様々な国際的な法律問題 に直面することが避けられない。

グローバル化に伴い、日本人及び日本企業が海外において、様々な法的 紛争の当事者になることが日常化している。その中には、著しく不利な契 約条項に従うことを余儀なくされたり、巨額の賠償責任を負わされたり、 さらには予期せぬ差押や身柄拘束を執行されたりするなど、我が国では考 えられないような司法手続に苦しむことも稀ではない。また、海外の法制 度や法執行手続に関する情報不足や不透明さにより、海外展開に支障を来 している。

この点、訴訟に至る前の段階で適切に法的な助言などを行う能力を備えた法曹を確保することもきわめて重要であるが、そのような能力を備えた 法曹は到底十分とはいえない。

海外に進出する日本企業に対し、必要な場合には法的な側面を含め政府が支援を行える体制を整えることにより、我が国の国際競争力を強化することが必要である。

2 国際社会における「法の支配」の実現のための日本のリーダーシップ

国際社会における法の支配がますます重要性を増しているなか、国際的な法の支配の実現において、日本のイシニアチブが求められている。また、2015年に市場統合を迎えるASEANをはじめ、新興国において様々な規制制度づくりが進行しており、各種障壁の撤廃や、日本企業がビジネスを有利に行うことのできる規制・制度環境作りが、重要な課題となっている。

さらに、我が国が国際社会でイシニアチブをとるためには、日本の企業 や国民が、国際社会で直面する法律問題に適切に対応して国家や国民の利 益を守るのみならず、我が国の人材が国際社会におけるルール作り等に参 画できるような体制の構築が不可欠である。 従来より、アジアを中心とする新興国に対し、法制度整備支援を実施してきたが、「法の支配」の定着、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹人材の育成及び運用に係る実務面での能力強化の上で、未だ法制度整備支援も十分であるとは言いがたい。

また、日本の法制度、特に知財・金融等のビジネス法分野に関する情報 発信も不十分であり、特に法令外国語訳については翻訳法令の公開までに 長期間を要しており、体制の強化が必要である。

3 政府としての国際法務戦略と体制の欠如

我が国においては、国益全体を見据え、戦略的に対応するための横断的な体制が存在しないことはもとより、我が国の企業や国民が国際的な法的紛争に直面しても、問題がある都度、各省の所管課が、時には連携しつつも、個別に情報提供や支援を行うなどの対応をするにとどまり、省庁の垣根を越えた情報共有や連携も、さらには省内における情報共有や連携すら必ずしも十分とはいえない状況である。また、任期付職員として政府で勤務する弁護士は増加傾向にあるものの、検事・裁判官からの出向者を除き、政府内に継続的・安定的に有為な法曹を確保するための体制も不十分である。

さらには、ICJ(国際司法裁判所)での「南極における捕鯨」訴訟の 敗訴や、WTOやICJなどの国際的な紛争処理機関や国際的なルール形 成が行われる国際機関における日本人法曹のプレゼンスの低さ、いわゆる ISDS条項による国際仲裁事案の増加が見込まれること等に鑑みると、 我が国においては、国際訟務案件への対応をはじめとして、政府における 明確で効果的な国際法務戦略とそれを実現する体制が、きわめて不十分と いわざるを得ない。

第2 問題点に対する対応

1 国際法務戦略に関する司令塔機能と省庁横断的組織・体制の確立

国際社会において、我が国の国民や企業が直面する法的紛争に的確に対応しつつ、日本が国際社会における法の支配の実現においてイニシアチブをとるためには、国際法務をめぐる諸問題について、国益全体を見据え、戦略的に対応する司令塔機能をもった枠組みが必要であり、さらに、政府においては各省の縦割りを超えて、各省においては局課の縦割りを越えて、情報共有と連携を行う組織・体制を確立することが必要である。

2 日本企業・日本人が直面する渉外法律問題への対応の強化

グローバル化が進む中で、海外に進出する日本企業が直面する様々な法 的問題について、在外公館などと連携して、海外現地における法的紛争に 関する相談体制を強化するとともに、現地に進出する日本企業のビジネス環境の整備のための法的な支援を行い得る法曹を確保して、海外へ進出する我が国企業のグローバルな企業活動を支援するなど、政府として積極的な支援をするための人的・財政的な体制を整えることが求められている。

具体的には、①諸外国の法制に関する情報収集及び日本企業等国内向けの情報提供の拡充、②特に外国法令の翻訳・公開の体制の拡充、③海外において法的なリスクに直面する日本企業の紛争解決に向けた取組を積極的に支援するためのオールジャパンでの支援、④国際的な法的紛争解決のスペシャリストたる法曹人材の養成、⑤法曹人材の国家公務員としての活用や在外公館等への派遣などについて、必要な定員や財源を確保し、国を挙げて効果的な対策を講ずることが必要である。

3 国際社会における「法の支配」の実現における日本のリーダーシップの 確立

我が国のビジネスに関わる法制度に関するルールを透明化することで海外からの投資を促進し、もって我が国の国力を高めるための基盤である、 法令外国語訳及びその国際的発信の取組みを推進する。

さらに、日本企業が有利な形で国際展開を進められるよう、ASEAN 諸国等の新興国に対する法制度整備支援をはじめとして、新興国における 規制・制度環境の整備を官民で連携して強力に推進する。そのため、国際 標準の獲得と各国法制におけるその強制規格化、規制・制度環境の整備の 戦略的展開、各企業における積極的ルール形成の促進を進める。

4 国際法務戦略を実現する法曹人材等の人財育成・派遣

国際機関等で活躍できる法務のエキスパートを養成するべく、法曹人材が、様々な国際分野で経験を積み、国際的な法的紛争に対応できる能力を涵養できる体制を構築する。そのための人材確保のためのひとつのスキームとして、弁護士など多様な法曹人材との緊密な協力が期待できる日本司法支援センター(法テラス)を活用することも視野に入れつつ、必要な体制を構築する。

第3 今後とるべき施策

1 国際法務戦略に関する司令塔機能と省庁横断的組織・体制の確立

国際法務戦略に関する司令塔機能と省庁横断的組織・体制を確立するためには、まず、政府において、内閣官房を含む関係省庁による総合調整会議の設置により、省レベルで収集した情報を集約し、政府全体の国際司法戦略を企画し、戦略的に推進する司令塔機能をもった組織・体制の整備が不可欠である。

さらに、各省においても、所管する各局課に委ねるのではなく、省を挙げて所管事項に関わる国際法務及び渉外法律問題をめぐる諸問題について総括的に情報収集・分析を行い、省全体として策定した戦略の着実な実施に責任をもつ部局が必要である。したがって、各省庁において、かかる部局を指定し、あるいは新設して、省内における情報と戦略の共有に万全を期す必要がある。

2 日本企業・日本人が直面する渉外法律問題への対応の強化

(1) 海外法制や法執行に関する情報収集・提供の充実強化

日本企業が、海外において予期せぬ法的な問題に直面し、損失を被る事態を避けるためには、海外の法制度やその運用・執行の状況等に関する情報を政府として収集し、ウェブサイトなどを通じて一般に公開するなどの取組を行う必要がある。その観点から、法務省の事業である法曹有資格者の海外展開を促進するための調査研究の調査対象、派遣対象国及び派遣対象者を更に拡大すべきである。具体的には、調査対象の拡大について、同事業では、今のところ、日本の法曹有資格者が日本企業や在留邦人を支援するための方策を主な調査対象としているが、日本企業の海外進出の促進という観点をより重視し、ビジネス関連の法制などについても調査対象を広げることなどを検討すべきである。また、派遣対象国の拡大についても、今後5か年をかけて、新興国に限らず、先進国も含めて20か国程度に拡大させる必要がある。さらに、これらの調査については、民間の法曹有資格者だけでなく、政府等から検事・裁判官を従事させることができる枠組みも構築すべきである。

(2) 在外公館やジェトロなど現地公的機関による支援の強化

海外において渉外法律問題に直面する企業を支援するためには、在外公館やジェトロなど現地公的機関が現地進出企業等と緊密に連携し、案件に応じて相手国政府に働きかける枠組みが有用であるところ、在ベトナム日本大使館とベトナム駐在邦人民間企業、JICA(国際協力機構)、ジェトロ(日本貿易振興機構)が連携して行っている日越共同イシニアチブのワーキングチームの取組みなどを参考としつつ、このような新しい取組みを積極的に展開すべきである。また、在外公館やジェトロ等による日本企業の海外展開支援サービスにおいて、後述する法テラスや日弁連を中核とした取組みを加えることにより、税務・労務・知財など法的トラブルの未然防止や初期段階での解決を図り、日本企業の海外におけるビジネス展開を円滑なものとなることが期待される。すなわち、外務省からの依頼に基づいて法テラスに所属する弁護士が在外公館の法的業務をサポートするとともに、ジェトロ等の関係機関や、既に海外に拠点を設置し、国内企業の海外進出の支援を行っている我が国の法律事務

所等とも緊密に連携し、情報の共有、問題点の集積・分析などに携わることにより、より有効かつ現実的な日本企業支援を可能とするものと考えられる。また、これらの弁護士が在留邦人に対して適切な情報提供を行うことにより一般の在留邦人の保護・支援等をサポートすることは、在留邦人の保護の強化というだけでなく、我が国国民の司法アクセス障害の解消を海外においても確保するものであり、総合法律支援の目的に沿うものと考える。

(3) 海外へ進出する我が国企業に対する知的財産制度からの支援

我が国企業がグローバルな事業活動を円滑に行えるよう、海外現地における知的財産紛争に関する相談や、アジアを始めとする新興国における質の高い知的財産制度の構築支援を実施していく必要がある。具体的には、①我が国審査官・審判官の派遣、審査協力などによるアジア諸国における知財システムの整備を支援するとともに、ジェトロ等を通じた支援の拡充やINPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)の活用等による日本の中小企業等の権利取得や模倣品対策の海外現地での支援強化、②全世界の特許・実用新案出願のうち多くの割合を占める中国の出願について、日本語で中国語文献を検索できるシステムの整備、③国毎に異なる特許及び商標出願手続の統一化等を実現する特許法条約及びシンガポール条約(商標)の締結の検討、意匠法条約(仮)の交渉の早期妥結に向けた国際的な取組みの推進といった特許・意匠・商標出願手続の国際統一化・簡素化などが考えられる。

また、上記に加えて、各国の知財法制等の情報も海外での事業展開に不可欠である。海外情報を収集し、提供する環境の整備や、海外駐在経験のある知的財産専門人材や弁理士等による、事業内容や進出国の知財保護事情に適した権利取得、管理・活用への支援についても積極的に検討すべきである。

海外情報の収集・提供環境の整備などすぐにでも取り組めるものは、 順次平成26年度から開始するとともに、新興国の知的財産制度の構築 支援についての具体的な取組を平成26年度から順次開始し、今後5年程 度かけて上記支援を進めていく。

さらに、前述した法務省による調査や、裁判官の海外派遣などを通じて、知的財産紛争処理に関する情報収集及びこれらに対応し得る人材育成を行うとともに、我が国の知財高裁制度や知財紛争処理システムについての対外的な情報発信を強化することを強く期待する。

(4) 日本の法制度に関する情報発信の充実強化

海外企業等による日本への投資を促進するための基盤整備、あるいは日本企業が海外に進出する際の進出先への情報提供などのため、日本の法令、特に経済・ビジネス・知財関係法令及び主要な裁判例について、迅速かつ

質の高い翻訳の公開を実現する必要がある。しかし、法務省が事務局となっている現在の法令外国語訳の体制では、翻訳法令の公開までに長期間 (翻訳原案の提出から公開までの所要期間が平均804日、長いもので1500日以上)を要しており、公開済み法令の総数は330余りにとどまっている。対日投資の基盤整備や、我が国の制度の透明性等についての発信を強化するためには、法令外国語訳に関する体制を抜本的に強化するなどの対応が求められる。特に、対日投資の促進という観点から投資家・企業に対する早期の情報提供が求められる会社法などの法令については、法案の閣議決定時点、遅くとも施行の時点までには翻訳法令を公開することができるような人的体制及び予算措置を講ずることが求められる。この点については、法務省だけではなく、法令の翻訳原案を作成する各省庁においても対応が求められるとともに、経済団体等をはじめとする民間機関が保有する情報や資金等を柔軟に活用するための方策として、法テラス等の受け皿となる組織の活用をも視野に入れて、検討を行うべきである。

さらに、将来的には、裁判例に関する情報や、知財裁判所制度に関する情報など、法令の翻訳にとどまらず我が国の司法制度について積極的に発信することも考えるべきである。

(5) 我が国が当事者となる国際司法手続における法曹人材の活用

国際的な法的紛争に我が国が直面する機会は今後増えていくと考えられるところ、先般のICJでの「南極における捕鯨」訴訟の経験も踏まえ、外交における国際訴訟対応の重要性を再認識し、この分野での体制を強化することが不可欠である。そのような観点からは、我が国が当事者となる国際訴訟案件等を担当し、国際司法戦略を担う任期付公務員の採用拡大が求められるところであるが、人材・予算の制約の中で必要な国際法曹人材・予算を確保するため、弁護士の海外展開を進めるために日弁連に設置された国際業務推進センターの協力のもと、政府としては、法テラスを戦略的かつ継続的に活用することも視野に入れて、国際的な活動に従事させることができるような体制を構築することを検討すべきである。

3 法制度等についての整備支援の一層の推進

(1) 法制度整備支援の更なる充実

我が国企業の安定した経済活動の前提にあるのは、法が遵守される環境である。この点、平成25年5月に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」の下、アジアを中心とする新興国において「法の支配」を確立し、これら諸国の経済発展及び持続的成長を図るとともに、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入を支援するため、これらの諸国から寄せられた支援の要請に応ずるととも

に、留学生の受入れを拡充するなどして、より一層、法制度整備支援を 推進していく必要がある。

(2) 日本企業の国際展開に資する新興国等における規制・制度環境の整備 これまでも、我が国産業の強みを活かすため、官民で連携して国際標準の獲得に努めてきたが、こうした取組を引き続き強力に推進していくことが重要である。また、国際標準は相手国の強制規格になってはじめて効力を持つことから、国際標準を獲得するだけでなく、成長著しいアジア・新興国の規制に国際標準を戦略的に紐付けることにより、環境性能など、我が国産業の製品・サービスの強みが正しく評価される環境を創出する。さらに、そうした取組を通じて、相手国の環境問題等の社会課題解決にも貢献していくべきである。

上記の観点から、アジア・新興国における規制・制度環境の整備を戦略的に展開する際は、国際的競争力のある法曹人材の育成の加速、国内規制当局と産業所管省庁との協力など、官民が適切な役割分担をしつつ、オールジャパンで連携することが重要である。働きかけるべき各国の規制制度が様々であり、政府のみのリソースでは限界があることから、国外において在外公館を中心として、ジェトロ、JICA等の現地事務所、さらに進出企業のロビイングの拠点である現地日本商工会議所とも連携すべきである。さらに、各企業においても、与えられたルールに「対応する」という受動的発想を超えて、積極的なルール形成、「能動法務・渉外」を経営戦略の中核に据えることが求められる。

4 国際展開戦略を担う法曹人材の育成

(1) 海外に進出する企業のための多様な法的支援体制の確立

このような政策を進めるに際しては、語学力、国際感覚を備えた有為な法曹の安定的・継続的な供給源を確保すること、任期付職員として政府で勤務する法曹のキャリアパスを構築することなどが求められる。

この点については、渉外法律事務所その他の国際的な業務を行っている法律事務所の弁護士、法制度整備支援などの経験者、検事・裁判官などから適切な人材を確保する必要があるところ、法テラスをそれらの人材の確保のために活用することも検討すべきである。

また、日本企業の支援等のための法曹の派遣先国としては、必要な定員・財源を確保した上で、先進国・新興国を合わせて当面 1 0 か国程度に早急に派遣するとともに、その後 5 年程度かけて派遣先国を大幅に拡大すべきである。

(2) 国際機関等で活躍できる法務のエキスパートの育成

法テラスに所属する弁護士の活動分野として国際的な分野への職務に 従事することが確立すれば、法テラスでの任期を終えた弁護士が、その 経験を活かし、外務省等で任期付職員として勤務したり、ジェトロの企業活動支援、JICAの法制度整備支援などに参加するなどして、国際的に活躍する機会が拡大し、これらの弁護士のキャリアパスが構築され、優秀な人材の確保もより容易となる。

このように、中長期的には、法テラスを人材供給のひとつのスキームとして確立させ、様々な国際的な経験を積んだ日本の法曹が、国際的な法的紛争解決やルール形成に関する業務にも従事して高度の専門的知識を身に付け、ICJ、WTO、各種商事仲裁機関をはじめとする国際機関の業務や国際投資仲裁等の紛争解決プロセスにおいて法務のエキスパートとして活躍することも期待される。

また、前述の日弁連の国際業務推進センターにおける人材育成、研修、 国際業務に関心のある弁護士間のネットワーク作りなどの活動もきわめ て有意義であり、これらの活動を通じ、弁護士の任期付職員としての採 用、法制度整備支援への参加、国際機関への登用などが進むよう政府と しても積極的に取り組むとともに、日弁連の諸活動と政府の取組みとの 有機的な連携を通じ、国際的な分野における弁護士の活動の場が拡大す ることが期待される。有機的な連携の具体例の一つとしては、関係各省 庁・各団体によるワーキンググループ等をつくり、各省庁・各関係機関 による弁護士の採用についての横断的なスキーム作りをすることも考え られる。

さらに、国際社会で通用する人材の育成には、法曹志願者あるいは若 手法曹に対する教育、特に、法曹養成過程の中核たる法科大学院が果た すべき役割が大きい。各法科大学院において、法科大学院生に対して国 際的な分野で活躍する法曹となるために必要となる法的素養を学修する 機会を与えることに加え、若手法曹に対する継続教育として、最先端の 国際法務分野の実務に関する科目を提供するなど、その教育内容を充実 させることによって、他国の法律家と世界で伍することのできる日本の 法曹を育成することが期待される。

また、若手法曹に対する継続教育の場として法テラスを活用し、国際的な分野をはじめ、知的財産法、ビジネス法など多様な専門分野に関する研修などを日弁連などとの連携の下で法テラスが行うことも検討すべきである。

第4 提言

以上を踏まえて、本小委員会においては以下のような提言を行う。

○ 国際法務戦略に関する司令塔機能と省庁横断的組織・体制を確立するため、政府において、関係機関等の企画立案や集約した情報を基盤として、 国益全体を見据え、戦略的に推進していくための組織・体制を備える。

- 〇 海外の法制や法執行に関する情報収集・提供の充実強化を図るため、法 務省による法曹有資格者の海外展開を促進するための調査研究の対象範 囲をビジネス関連の法制などにも拡大し、派遣先についても、今後5年程 度かけて新興国・先進国合わせて20か国程度に拡大する。また、上記調 査については、検事・裁判官を従事させることができる枠組みを構築する。
- 海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題につき、政府として 積極的な支援を行うべく、法曹人材が在外公館等において法的な面から問 題点の集積・分析などに携わるとともに、諸外国の知財・経済法制に関す る情報発信を行い、日本企業の海外活動を法的側面から支援するための体 制を構築する。そのために、先進国・新興国を合わせて当面10か国程度 の在外公館に日本の法曹を早急に派遣するとともに、その後5年程度かけ て派遣先国を大幅に拡大することを目指す。
- 〇 我が国審査官・審判官の派遣、審査協力等を通じたアジア諸国等の知財システムの整備やジェトロやINPITを活用した海外現地での支援強化、新興国等の知財関連情報の収集・提供及び相談体制の強化等を行うことで、日本企業のグローバル活動を支援する。具体的な取組を平成26年度から順次開始し、今後5年程度かけて上記支援を進めていく。
- 〇 我が国の法制度の透明性を高め、もって海外からの投資の活性化等に資するための情報基盤として、知財・経済法制等、ビジネスに密接に関連する分野に関わる法令を中心として、法令外国語訳の取組みを推進する。早急に運用改善に着手するとともに、順次体制の拡充をはかる。
- O ASEAN諸国等をはじめとする新興国に対する法制度整備支援を一 層推進するとともに、これに法曹人材が積極的に携わる。新興国のニーズ を踏まえつつ、支援対象分野及び支援対象国の拡大を含む不断の検討を行 い、積極的かつ着実に実施する。
- 〇 新興国等における規制・制度環境の整備を官民で連携して強力に推進し、 日本企業が海外で有利な形で国際展開を進められる環境を創出する。その ため、国際標準の獲得と各国法制におけるその強制規格化、規制・制度環 境の整備の戦略的展開、各企業における積極的ルール形成の促進を進める。
- 海外で活躍する国際感覚を持った有為な法曹人材のキャリアパスを構築するべく、関係省庁等が連携して必要な体制を構築するとともに、これらの人材確保のため、日本司法支援センターの活用を検討する。上記各施策を実行に移すことを通じて、キャリアパスを形成する。
- 国際法務戦略に関する司令塔機能等を担う総合調整会議を内閣官房に 設置し、同会議において、本提言で挙げた施策の推進、進捗状況の確認及 び課題の抽出などのフォローアップを行う。

おわりに

国際司法についての取り組みについては、政治の力で、大局的な視点から、国益増進のために必要な施策を発信していかなければならないことはいうまでもない。当調査会は、現状の政府の取組みを綿密に検証した上、我が国の国際競争力強化のための喫緊の課題を提示する役割を担うこととした。今後とも、当調査会は、関係省庁や関係部会等とも緊密に連携しつつ、広く関係省庁の意見にも耳を傾けながら、我が国の国際競争力を法的な側面から推進するため、各省の連携を促すのみならず、積極的に施策を検討・発信し、政治の面における司令塔的な存在として、積極的に施策を発信していくことを通じて、国際的な法的紛争の局面においても正々堂々と我が国の立場を主張することができる、「力強い司法」の確立に向けて尽力して参りたい。